

令和6年8月8日16時43分頃の日向灘の地震に伴う
大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について

令和6年8月8日16時43分頃の日向灘の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった宮崎県及び鹿児島県の市町村について、大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数基準)を引き下げて運用します。

令和6年8月8日16時43分頃の日向灘の地震により、宮崎県で最大震度6弱、鹿児島県で最大震度5強を観測しました。

これらの県の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、これらの地域では通常よりも警戒を高めるため、当分の間、各気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数基準)について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。詳細は下表の通りです。

対象の県	通常の基準に対する 暫定基準の割合	暫定基準を設ける対象の市町
宮崎県	7割	日南市
	8割	宮崎市、都城市、串間市
鹿児島県	8割	大崎町

なお、大雨警報(土砂災害)のキキクル(危険度分布)[※]についても、今回の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

また、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※大雨警報(土砂災害)のキキクル(危険度分布)

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/>)

…大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>)

問合せ先：大気海洋部 気象リスク対策課 担当 三村
代表電話 03-6758-3900 (内線 4219)
直通電話 03-3434-9051